

消 防 危 第 302 号  
平成 23 年 12 月 21 日

各都道府県消防防災主管部長 } 殿  
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消防庁危険物保安室長

### 地下配管の塗覆装等の技術上の基準に係る運用について

危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示等の一部を改正する件（平成 23 年総務省告示第 556 号）が本日公布され、公布とともに施行されました。

今回の改正のうち、地下配管の塗覆装等に係る改正については、塗覆装材等に係る日本工業規格が廃止されたことから、当該規格で求めていた性能を基準化したこと等を主な内容とするものです。

今般、この技術上の基準の運用に係る留意事項を下記のとおり取りまとめましたので、貴職におかれましては、その運用に配慮されるとともに、各都道府県におかれましては、貴管内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対してもこの旨周知されるようお願いいたします。

なお、本通知は消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

なお、本通知中においては、法令名について次のとおり略称を用いましたので御承知おき願います。

危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示等の一部を改正する件  
（平成 23 年総務省告示第 556 号）……………改正告示  
改正告示による改正後の危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示  
（昭和 49 年自治省告示第 99 号）……………告示

### 記

#### 1 配管の塗覆装材及び塗覆装の方法について

廃止された日本工業規格 G3491「水道用鋼管アスファルト塗覆装方法」に適合する塗覆装材及び塗覆装の方法により施工される配管の塗覆装は、告示第 3 条第 1 号

及び第2号の規定並びに告示第22条第1号及び第2号に適合するものとして、これまでと同様に認められるものであること。

2 告示第3条及び第22条に規定する塗覆装材等と同等以上の防食効果を有する塗覆装材等について

昭和53年5月25日付け消防危第69号（大阪府宛て危険物規制課長回答）等の通知に示された塗覆装材及び塗覆装の方法により施工される配管の塗覆装は、告示第3条第1号及び第22条第1号の規定による塗覆装材と同等以上の防食効果を有するもの、並びに告示第3条第2号の規定による塗覆装の方法及び告示第22条第2号の規定による防食被覆の方法と同等以上の防食効果を有する方法として、これまでと同様に認められるものであること。

以上

(問い合わせ先)  
消防庁危険物保安室  
担当：中本課長補佐、竹本係長  
TEL 03-5253-7524  
FAX 03-5253-7534